

上三川いきいきプラザ運営委員会委員募集要項

町では、上三川いきいきプラザ(以下、「プラザ」といいます。)の適正かつ円滑な運営を図るため、上三川いきいきプラザ運営委員会(以下、「委員会」といいます。)を設置しています。

プラザの運営に住民の皆様のご意見を反映させるため、委員会の委員を次のとおり公募いたします。

- 1 委員会の内容 委員会でご意見を頂く事項については、次のとおりです。
 - ・プラザの管理運営に関すること。
 - ※上三川町情報公開条例(以下、条例という。)に基づく情報の開示請求があった場合、条例の規定により非公開情報及び、個人を特定できる情報等を削除の上、委員会で頂いたご意見等について公開することがあります。
- 2 応募資格 次の要件を満たしており、プラザの管理運営等に関して積極的に意見を出していただける方
 - ①上三川町にお住まいで、20歳以上(令和8年3月31日現在)の方
 - ②運営委員会(年2回程度、平日)に出席できる方
 - ③常勤の公務員や国及び地方公共団体の議員でない方
- 3 欠格事項 次の要件のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ①税の滞納がある方
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、暴力団若しくはその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない方
 - ③プラザの管理運営に直接関与している方
 - ④破産者及び拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 4 委嘱の解除 任期中に応募資格を満たさなくなった場合及び、欠格事項に該当した場合、委員の委嘱を解くことがあります。
- 5 報酬 町条例による(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)
- 6 任期 令和8・9年度の2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
- 7 募集人員 4人
- 8 募集期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月16日(月)まで
- 9 応募方法及び選考方法 「上三川いきいきプラザ運営委員会委員応募用紙」、「上三川いきいきプラザ運営委員会委員応募に係る宣誓書」に必要事項を記入し、直接健康福祉課にご持参いただくか、郵送(令和8年3月16日消印有効)、メール、またはFAXにより提出してご応募ください。
ご応募いただいた書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。
提出された書類を基に、応募理由や自己PR等を総合的に考慮して選出します。定員に満たない場合も選考を行います。選出された方には、3月下旬に通知いたします。
- 10 応募先 〒329-0696 上三川町しらさぎ一丁目1番地
上三川町役場 健康福祉課 成人健康係
メールアドレス:fukushi01@town.kaminokawa.lg.jp
電話番号:0285-56-9133
F A X :0285-56-6868